

■労働政策審議会令（平成 12 年政令第 284 号）（抄）

（部会）

第七条（略）

2・3（略）

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員の

うちから、当該部会に属する委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する

委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、

その職務を代理する。